

## 令和2年第8回弥彦村議会（9月）定例会

### 議事日程（第1号）

令和2年9月4日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 村長招集挨拶  
日程第 4 議長諸報告  
日程第 5 村長行政報告  
日程第 6 議案第47号 令和元年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第 7 議案第48号 令和元年度弥彦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 8 議案第49号 令和元年度弥彦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 9 議案第50号 令和元年度弥彦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第10 議案第51号 令和元年度弥彦村競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第11 議案第52号 令和元年度弥彦村温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第12 議案第53号 令和元年度弥彦村下水道事業会計決算認定について  
日程第13 議案第54号 弥彦村村税条例の一部を改正する条例について  
日程第14 議案第55号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第6号）  
日程第15 議案第56号 令和2年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第16 議案第57号 弥彦村教育委員会委員の任命について  
日程第17 議案第58号 弥彦小学校タブレット端末等購入契約の締結について  
日程第18 議案第59号 弥彦中学校タブレット端末等購入契約の締結について  
日程第19 請願第 4号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

1番	渡 邊 富 之 さん	2番	古 川 七 郎 さん
3番	那 須 裕 美 子 さん	4番	丸 山 浩 さん
5番	板 倉 恵 一 さん	6番	柏 木 文 男 さん
7番	小 熊 正 さん	9番	本 多 隆 峰 さん

10番 安達丈夫さん

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦さん	副村長	廣瀬勝利さん
教育長	林順一さん	総務課長	山岸喜一さん
防災室長	増田規さん	税務課長	小森順一さん
住民課長	伊藤和恵さん	福祉保健課長	小林健仁さん
農業振興課長	志田馨さん	観光商工課長	高橋信弘さん
建設企業課長	丸山栄一さん	教育課長	富田憲さん
会計管理者	水沢正一さん	公営競技事務所長	斎藤雄希さん
監査委員	高橋周衛さん		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	笹岡正夫	書記	春日史子
-------	------	----	------

---

◎開会の宣告

○議長（安達丈夫さん） それでは、ただいまから、令和2年第8回弥彦村議会9月定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） 現在の出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、武石雅之議員が9月2日付で議員辞職されたことによりまして、8番の座席が空席となっておりますが、今後も座席の変更は行わずこのままといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、今後も8番の席は空席のままとすることに決定をいたしました。

---

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（安達丈夫さん） 最初に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

7番 小 熊 正 さん

9番 本 多 隆 峰 さん

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

このことについては、先般、議会運営委員会が開催されました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

本多議会運営委員長。

○議会運営委員長（本多隆峰さん） それでは、議会運営委員会報告をいたします。

本委員会は、令和2年第8回弥彦村議会（9月定例会）の運営について協議するため、下記のとおり開催しましたので、その結果を報告いたします。

- 1、開催日時、令和2年8月24日（月曜日）、午前9時20分開会、午前9時45分閉会。
- 2、開催場所、弥彦村役場委員会室。
- 3、出席委員、本多隆峰、武石雅之、柏木文男、板倉恵一及び議長。
- 4、欠席委員、なし。
- 5、説明のため出席した者、村長、副村長、総務課長。
- 6、職務のため出席した者、議会事務局長、書記。
- 7、協議の結果。

委員長開会宣告、村長挨拶に引き続き、9月定例会の提出予定議案は、決算7件、補正予算2件、条例1件、人事1件、契約2件の計13件であるとの説明が総務課長からありました。

なお、契約2件については、9月3日に入札後、定例会初日に追加議案として提案する予定としており、人事1件と合わせて、初日に採決をお願いしたいとの申出がありました。

次に、議会提出予定議案について、請願1件が提出されているとの報告があり、協議の結果、所管の常任委員会に付託することにいたしました。

そのほか、議員発議の意見書1件を最終日提案に向け、8月臨時議会後の議員懇談会で検討することにいたしました。

一般質問は、7名の方から通告申出がありました。

会期日程については、9月4日午前10時を招集予定日とし、9月17日までの14日間とすることで話し合いが行われました。

なお、会期日程案は次のとおりであります。

月 日	曜	開 会 時 刻	日 程
9月 4日	金	午前10時	本会議（提案説明） 散会后 全員協議会
9月 5日	土		休 会
9月 6日	日		休 会
9月 7日	月	午前10時	本会議（一般質問）
9月 8日	火		休 会
9月 9日	水	午前10時	本会議（総括質疑） 散会后 競輪特別委員会
9月10日	木	午前10時 午後1時半	総務文教常任委員会 厚生産業常任委員会
9月11日	金	午前10時	本会議（決算審査） 散会后 広報特別委員会
9月12日	土		休 会
9月13日	日		休 会
9月14日	月		休 会
9月15日	火		休 会
9月16日	水		休 会
9月17日	木	午前10時	本会議（委員長報告・採決）

- 8、その他。

全員協議会及び議員懇談会については、理事者側、議会側とも、現段階では開催予定はないが、

協議事項等が出てきた場合は、開催を申し出たいとのことでした。

会議内容は以上のとおりであります。後日、枝豆共同選果場建設の進捗状況と補正予算の説明等で全員協議会開催の申出があり、初日の本会議散会后に追加で開催することにいたしました。

令和2年9月4日

弥彦村議会運営委員長 本多隆峰

弥彦村議会議長 安達丈夫様

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） ただいま委員長から審議に対する報告がありましたが、他の議員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月17日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月17日までの14日間と決定いたしました。

---

#### ◎村長招集挨拶

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第3、村長から招集のご挨拶をお願いいたします。村長。

○村長（小林豊彦さん） おはようございます。

令和2年第8回弥彦村議会9月定例会開会に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、誠に多忙の折、9名の議員のご出席をいただき定例会を開催できますことを心から御礼申し上げます。

また、今ほど、議会開会に先立ち、武石雅之さんより健康上の理由で議員を辞職したとの報告とご挨拶をいただきました。全く突然のことで、私も皆様同様、大変驚いております。本当に残念ではありますが、お体第一でありますので、武石前議員の決断を尊重しなければならないと自分に言い聞かせております。

武石さんは、村議会議員当選5回、通算17年4か月の長きにわたり、一貫して村のため村民のための議員として、正論を曲げることなく活動を続けてこられました。その姿勢、活躍には、心から敬意を表させていただくものであります。今後は、村の長老として健康に留意されながら、村のためにお力をいただきたいと願っております。

さて、新型コロナウイルス感染拡大は、一向に収束する気配を見せておりません。しかも、これからは冬のインフルエンザ流行の季節を迎えます。コロナウイルスとインフルエンザ、同時流行する恐ろしい事態も心配されております。

新型コロナウイルスとインフルエンザに関する極めて重要な警告が、私の記憶ではこれまで2件出ております。

一つは、8月18日、世界保健機構WHOの新型コロナ対応の専門家が記者会見で、今年はインフルエンザの予防接種を受けることが特に重要だと強調したと伝えられました。今一つは、新潟日報の9月3日の記事で、日本感染症学会は新型コロナウイルス感染症が、冬にインフルエンザと同時に流行した場合の望ましい対応を医療関係者に提言、その中で、インフルエンザ予防のため、ワクチン接種を医療関係者、高齢者、子供に対して強く推奨したと報じられておりました。

村では、村民の皆さんの健康と命を守るため、8月のWHOの計画を踏まえ直ちに対応を協議いたしました。そして、①できれば村民全員に、それができないときには少なくとも高齢者、子供たち、それに基礎疾患を抱える村民の皆さんにはインフルエンザの予防接種を強く促す。②接種費用については、村では現在以上に補助し、村民の負担をできるだけ少なくすることを決めました。

更に万全を期すために、村内のお医者さん、燕市医師会の会長を訪ね、ご意見、ご指導をいただきました。医師会会長、医師の皆様からは、極めて重要な情報をいただくことができました。インフルエンザ予防接種のワクチンは、昨年、接種を受けた患者の人数分しか基本的に手当てしていないため、村民全員に接種することはできないということでありました。政府もまた、成人接種換算量で国全体で6,300万人分しか確保していないことを明らかにしています。日本国民1億2,000万人の半分、2人に1人しか予防接種できないこととなります。更に、子供たちは小児科のお医者さんだけが注射などの医療行為をできると法律で定められております。このため、小児科医のいない弥彦村では接種は不可能になり、燕市医師会などの協力なくしてはできないなど、難問が次々と判明してまいりました。ワクチン確保、接種体制準備は弥彦村だけでは対応、解決することは不可能なことは明らかであります。

こうした状況を検討した結果、8月下旬に一旦決めました接種補助の拡大による予防接種の拡大促進方針を、取りあえず凍結することといたしました。

しかし、何とかしなければならぬことも、これもまた明らかなことでもあります。ワクチンの確保のめどがついたときには、時を置かず、接種補助の増額を決め、具体的な対策を実行に移すことを決めております。その場合は専決で対応することもありますので、あらかじめ議会の了解をお願いさせていただきます。

更に、先般、新潟県町村会にインフルエンザワクチンに関する緊急要望を国と県に出すことを提案。近く、花角新潟県知事に要望書を町村会会長が直接手渡すことになりました。要望は、ワクチンの供給量拡大と、接種費用の助成拡大を国に働きかけることが柱となっております。村として、できるだけ多くの村民の皆さんが接種できるよう全力を尽くしてまいります。

しかし、希望するワクチン量の確保はできないことも現状では十分予想されます。その場合には、改めてマスクの着用、小まめな手洗い、うがいの徹底・励行を今まで以上に行っていただき、更に、密接・密閉など3密を避けることを厳しく守っていただくよう強くお願い申し上げたいと

思います。

最後に、今定例会は、令和元年度の決算を中心にご審議いただくこととなります。慎重なご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

---

### ◎議長諸報告

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第4、議長から6月定例会以降の諸般の報告をいたします。

お手元に議長報告がございますが、ご覧いただきたいと思えます。

まず最初に、6月29日、新潟県町村議長会の臨時総会がございました。それから、7月13日、競輪場宝光院側観覧席新築工事及びセダーハウスの改良工事完了に伴う竣工祭が彌彦神社でありました。それから8月5日、県央基幹病院設置に関わる道路等環境整備促進期成同盟会地方要望、これについては小林村長と同席で、県庁及び北陸農政局へ行って陳情してまいりました。それから8月19日、令和2年、お米でございますが、令和2年産米を、豊作祈願祭を大戸の圃場で行いました。それから8月25日、西蒲原地区広域土地改良事業推進協議会の総会が西蒲土地改良区で行われました。

以上でございます。

新型コロナウイルス対策によりまして3密を防ぐために、そのほかの会議が延期または中止となっておりますので、回数も例年になく少なくなっておるところでございますので、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果が議長宛てに提出されております。事務局長をもって報告をいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（笹岡正夫さん） それでは、命によりまして報告をさせていただきます。

監査委員さんからの例月出納検査の報告書の写しにつきましては、議案書1ページから6ページにお示ししてあるとおりでございます。

なお、6月定例会で可決されました、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書及び後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書につきましては、去る6月17日付をもって議長名で政府等関係機関宛てに送付をさせていただいておりますので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

---

### ◎村長行政報告

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第5、村長から行政報告をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） それでは、行政報告を行いたいと思います。

お手元に報告書はおありだと思いますけれども、見ていただきながらお聞きいただきたいと思っています。

まず、6月23日、農林水産業活性化構想研究会打合せ、これは、農林省の局長経験者のOBの方が主催している研究会でありまして、前にも議会で報告しておりますが、枝豆の共同選果場について、国から2分の1の補助をいただくためにお力をいただくことで、その打合せに行っていました。

同じく7月3日に、構想研究会の会長が来庁となっております。これは、先月の弥彦広報の村長席からに書かせていただきましたけれども、23日に伺ったときに、新しいやり方で養豚場の臭気を消す可能性があるという話を聞きまして、村としてもぜひそれを村に紹介していただけないかということで来て説明していただきました。その結果、今、村山の養豚場でやっていただいておりますけれども、この時期でもありますし、なかなか効果が見えにくいとの話も聞いておまして、もう少し時間をかけてやることになりました。コロナが終わりましたら、実際にやっているところもありますので、そういった視察も含まれると。一番感じましたのは、やっぱりお互いの信頼関係がないとこういった話もなかなか前へ進まないと分かりまして、今後、息長くというとおかしいのか、できる限りやりたいんですけれども、対応策を練っていきたいということになりました。

それから7月14日ですけれども、佐久間副知事来庁打合せ、競輪場視察となっております。村は、皆様ご承知のように、この4月から廣瀬副村長を県から弥彦村にいただいております。担当であります、県庁出身の佐久間副知事に一度正式に弥彦村においでいただいて、弥彦村の実情をご説明申し上げたいと申し上げたところ快く快諾していただきまして、14日の来村となりました。

それから、7月29日、長岡中央病院訪問となっております。これは既に、前回のときにも申し上げたかと思いますが、弥彦競輪場、この春に、年始めですかね、年が明けてから、選手がなかなか弥彦に来たくないという声が出始めていますよという話が私のところに報告がありました。これは、選手が、いい選手が来ないと弥彦競輪全体の売上げといいですか、投票に直接に影響しますので理由を聞いたところ、選手がけがをする危険性が非常に強いものですから、けがをした場合に打撲の場所、例えば、肋骨が折れたと同時に、肋骨の治療と同時に頭に対して損傷がないかどうか、これを同時にやらないことには選手として安心して走れないということを知りました。皆様ご承知のように、県央地区はなかなか脳外科とそれから普通のところとうまく機能するところがないもので、大体今まで大きな事故が起きた場合に、新潟に搬送されていまして。ただし、新潟の場合ですと、1時間半から2時間もかかることがある。そういった医療体制の整備をしていないところには行きたくないということでありました。

それで、これも実は燕市医師会の会長の甲田先生に相談しましたら、じゃ、立川病院を紹介してやるというお話で、まず立川病院に伺いました。これは、新潟県には医療圏域というんですか、



要するに弥彦村の村民の皆さんが救急車で運ばれるときには、まず県央地域の病院に行きなさいと。県央地域ですと今だと燕労災、それから県立病院といろいろあります。それが駄目なときには、新潟市の新潟の圏域のところへ搬送してくださいと、それが駄目なときには長岡というふうに順序が決められているんです。村民の皆さんに対しては申し訳ないんですが、その県央の医療圏域についてきっちり守っていただかなければなりませんけれども、競輪の選手は村民ではありませんし、年間通じてもそんなに、まあ平均すると18人ぐらい、20人弱だということで、何とかお願いできないかということで、立川病院、長岡赤十字病院、それから長岡中央総合病院、この3病院の院長先生、事務長をお願いしてまいりまして、一応基本的にはそれを受けていただきました。第1回は、先月の事故のときには、長岡中央総合病院が受けていただきまして、事なく無事に治療ができたという報告を受けております。これによって、競輪の選手、弥彦にちゃんと来ていただくというふうに期待をしております。

それから、8月6日、知事と市町村長とのブロック別意見交換会、これは昨年からは始まった新しい試みでありますけれども、今年は新潟市、佐渡市、三条市、燕市、加茂市、田上町、弥彦村の首長が一堂に集まりまして、知事はじめ県の幹部の方と意見交換をさせていただきました。その際、弥彦村から要望を1つだけ出せというご指示がありましたので、弥彦村からは、今、枝豆を中心にやっておりますけれども、そのとき気づいたことで、一々、毎年枝豆の共同選果場は共同選果場、機械化なら機械化を、毎年申請しなきゃならない。そして、毎年申請して確実にそれが許可されるか分からない。こんなことでは、産地は知事が言っている新しい園芸産地の構築は非常に難しいと。セットメニュー方式でやることはできないのかというお願いをいたしました。セットメニューというのは、いろんなおかずと主菜とがあって定食セットでやりたいので、年次別にこうやりますからということそのときに認めてもらえば、非常にスムーズに産地形成ができるんですけれども、それが無い限りは非常に難しいですと申し上げましたら、分かりましたとは言っていただけませんでしたけれども、まあ否定的なことではなかったというふうに理解して、これからの県の対応を注目したいと思います。

それから、8月19日、米と枝豆豊作祈願、これは、皆さん既にご承知のようではありますが、昨年、弥彦村の1等米比率、コシヒカリの1等米比率が0.5%しか上がっていない。県下最悪、最低。その前の年は、反当たり収量でコシヒカリ、弥彦村はこれも最低でした。質・量とも最低が2年続いて、3年目もこれが続くようならば弥彦の米の評価は間違いなく落ちますので、それを防ぐためには、何とかして豊作祈願を神社でやってくださいと神社にお願いしましたところ、宮司さんが快く、分かったということで実施することになりました。多分、全国で、これだけの大きな神社が田んぼに出て豊作祈願をやっていたのは、弥彦村だけだと思います。今後、ふるさと納税にも活用していきたいなというふうに思っています。

それから、8月26日、佐渡弥彦国定公園70周年記念競輪、皆様ご承知のように、弥彦競輪開場、今年70周年です。新型コロナウイルス感染がありまして、なかなか大きな行事はできませんでした。佐渡の渡辺市長のほうから70周年を記念して、弥彦競輪の70周年記念レースというんです

かをつくろうじゃないかというご提案をいただきました。商品もいただきました。初めて、佐渡の市長がお見えになって弥彦でそういった競輪を開催することができました。といますのは、もう一つは、佐渡・弥彦国定公園ができてから、ちょうど今年で70周年という節目に当たりますので、これを機会に佐渡と弥彦の交流、観光交流を通じて活発に行っていこうということでも意見の一致を見えています。今後、佐渡とも交流が、非常に海を隔てて難しいのですが、何とか交流を活発にして、広域の観光客の増大に誘致につなげたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

---

#### ◎議案第47号～議案第59号の上程、説明

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第6、議案第47号 令和元年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第18、議案第59号 弥彦中学校タブレット端末等購入契約の締結についてまでの、決算認定7案件、条例1案件、補正予算2案件、人事1案件、契約の締結2案件、以上13案件を一括して議題といたします。

これより提案者から提案説明を求めます。

それでは村長。

○村長（小林豊彦さん） 令和2年第8回弥彦村議会9月定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の要旨をご説明いたします。

議案第47号 令和元年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定より、議案第52号 令和元年度弥彦村温泉事業特別会計歳入歳出決算認定までの決算6議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

議案第53号 令和元年度弥彦村下水道事業会計決算認定の公営企業会計決算1議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものであります。

なお、決算の詳細につきましては、この後、会計管理者並びに建設企業課長からご説明させていただきますので、十分ご審議の上、ご認定いただけますようよろしくお願い申し上げます。

議案第54号 弥彦村村税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法、同施行令、同法施行規則が改正されたことに伴い、所要の一部改正を行うものであります。

議案第55号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出の総額50億9,814万8,000円に、歳入歳出それぞれ1億1,386万円を追加し、総額を52億1,200万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、10款地方交付税5,713万3,000円、14款国庫支出金減1,306万4,000円、15款県支出金300万円、19款繰越金7,658万1,000円、20款村債減1,180万円、歳出の主なものといたしましては、2款総務費総務管理費315万1,000円、戸籍・住民登録費937万2,000円、3款民生費社会福祉費735万6,000円、児童福祉費1,064万円、6款農林水産業費750万3,000円、8款土木費減3,574万7,000円、9款消防費330万9,000円、10款教育費保健体育費377万4,000

円、12款公債費減225万5,000円などであります。

第2条の地方債の補正につきましては、道路整備事業費及び雪害対策事業費の変更に合わせて減額し、臨時財政対策債は、国から示された発行可能額に合わせて増額するものであります。

今回の補正は、国県支出金の交付決定額に合わせた調整及び前年度の決算に合わせた精算が主なものであります。

議案第56号 令和2年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の総額9億1,000万円に、歳入歳出それぞれ9,211万6,000円を追加し、総額を10億211万6,000円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、4款支払基金交付金205万2,000円、7款繰越金8,946万4,000円、歳出の主なものとしたしましては、4款諸支出金2,776万8,000円、6款予備費6,381万3,000円などであります。

議案第57号 弥彦村教育委員会委員の任命につきましては、現委員であります、弥彦村大字中山329番地12、小野塚正史氏の任期が10月4日をもって満了となりますことから、小野塚氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第57号の人事案件につきましては、本日採決いただきますようよろしくお願いいたします。

本日、追加提案いたしました議案第58号 弥彦小学校タブレット端末等購入契約の締結及び議案第59号 弥彦中学校タブレット端末等購入契約の締結につきましては、いずれも9月3日に指名競争入札を行い落札いたしました。このタブレット端末の購入契約を締結するものであります。

この契約締結2案件についても、1日も早く児童・生徒にタブレット端末を届けたいと考えますことから、本日採決をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、9月定例会提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

次に、決算7案件の大綱について、会計管理者並びに建設企業課長から説明を願います。

初めに、一般会計及び特別会計5案件の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（水沢正一さん） それでは、命により議案第47号 令和元年度弥彦村一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第52号 令和元年度弥彦村温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

事前にお届けしてあります決算書に基づきまして説明いたしますので、決算書をご覧ください。説明に当たりましては、主なものだけを説明させていただきますのでご了承ください。

それでは、議案第47号 令和元年度弥彦村一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書の2ページ、3ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款の村税は、調定額10億2,612万6,434円に対し、収入済額9

億2,265万771円で、収納率は89.92%となりました。また、収入済額を前年度と比較いたしますと489万3,956円の減でございました。

次に、不納欠損でございますが、423万1,980円で、前年度に比べ192万3,206円の増、また収入未済額は9,924万3,683円で、前年度に比べ508万4,954円の増となっております。

次に、税目別に見ますと、1項の村民税は、収入済額3億7,084万2,453円で、前年度に比べ326万485円の減。2項の固定資産税は、収入済額4億5,746万2,246円で、前年度に比べ68万8,242円の増。3項の軽自動車税は、収入済額2,694万円で、前年度に比べ64万4,300円の増。4項のたばこ税は、収入済額4,762万2,682円で、前年度に比べ290万8,523円の減。5項の入湯税は、収入済額1,971万3,390円で、前年度に比べ5万7,490円の減となっております。

次に、6款の地方消費税交付金は、収入済額が1億4,411万円で、前年度に比べ538万1,000円の減となっております。

続いて、9款の地方交付税は、収入済額が13億3,736万9,000円で、前年度に比べ207万1,000円の減となっております。

また、12款の使用料及び手数料における収入未済額8万1,000円は、児童福祉施設使用料の過年度分でございます。

続きまして、13款の国庫支出金は、収入済額が6億721万1,440円で、前年度に比べ2億8,964万6,850円の増となっております。これは農山漁村振興交付金の増が主な要因でございます。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

14款の県支出金は、収入済額が1億9,296万1,818円で、前年度に比べ38万8,735円の減となっております。

続いて、16款の寄附金は、収入済額が3億6,194万3,731円で、前年度に比べ2億6,166万1,564円の減となっております。これはふるさと納税の減が主な要因でございます。

続きまして、20款の村債でございますが、収入済額が3億8,020万円で、前年度に比べ8,830万円の増となっております。これは県営土地改良、学校施設整備の事業債の増が主な要因でございます。

以上、歳入合計で予算現額48億98万6,000円、調定額46億1,414万489円に対して、収入済額が45億1,058万3,826円、不納欠損額は423万1,980円、収入未済額は9,932万4,683円となりました。収入済額は前年度に比べ5,822万8,446円の増でございました。

なお、村税をはじめとした自主財源比率は39.4%となっております。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

続いて、歳出でございますが、2款の総務費は、支出済額が6億4,481万670円で、前年度に比べ1億5,433万8,218円の減となっております。これはふるさと納税額の減により、ふるさと納税の返礼品費及び代行委託料などの減がその主な要因でございます。

3款の民生費は、支出済額が9億7,515万6,475円で、前年度に比べ2,023万1,130円の減となっております。

4 款の衛生費は、支出済額が 2 億4,145万7,692円で、前年度に比べ921万4,531円の減となっております。

次に、6 款の農林水産業費は、支出済額が 4 億2,635万6,929円で、前年度に比べ 2 億6,879万8,174円の増となっております。これは農山漁村振興交付金による米粉生産設備整備事業補助金の増がその主な要因でございます。

なお、国・県営土地改良事業費の158万1,000円を翌年度に繰り越しております。

続きまして、7 款の商工費は、支出済額が 2 億5,999万4,226円で、前年度に比べ283万6,289円の減となっております。

なお、新型肺炎対策事業費の800万円を翌年度に繰り越しております。

続きまして、8 款の土木費は、支出済額が 4 億9,165万8,587円で、前年度に比べ 1 億6,423万1,116円の減となっております。これは道路新設改良工事費が増になりましたが、道路補修工事費、消雪施設整備工事費、跡地整備工事費などの減が主な要因でございます。

なお、道路維持事業費の3,900万円、道路新設改良事業費の3,100万円、雪害対策施設整備事業費の1,100万円を翌年度に繰り越しております。

続きまして、9 款の消防費は、支出済額が 2 億5,980万7,568円で、前年度に比べ1,068万7,023円の減となっております。

続きまして、10 款の教育費は、支出済額が 5 億5,542万2,098円で、前年度に比べ 1 億8,529万7,233円の増となっております。これは弥彦小学校環境整備工事費、弥彦中学校空調機設置工事費などの増がその主な要因でございます。

なお、弥彦小学校環境整備工事費の 1 億9,934万3,000円、弥彦中学校環境整備事業費の1,287万円を翌年度に繰り越しております。

次に、8 ページ、9 ページをお開き願います。

11 款の災害復旧費は、支出済額が1,205万7,910円で、前年度に比べ255万7,910円の増となっております。これは急傾斜地崩壊対策事業負担金が減となりましたが、学校教育施設災害復旧費の増がその主な要因でございます。

以上、歳出合計で予算現額48億98万6,000円に対し、支出済額43億2,901万3,543円、翌年度繰越額 3 億1,279万4,000円、不用額は 1 億5,917万8,457円となりました。支出済額は前年度に比べ 1,424万9,905円の減でございました。目的別の支出済額では民生費が一番多くなっており、以下、総務費、教育費、土木費の順になっております。

なお、10ページ以降につきましては、一般会計の歳入歳出決算事項別明細書となっております。後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、136ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額45億1,058万3,826円、歳出総額43億2,901万3,543円、歳入歳出差引額 1 億8,157万283円のうち、2,198万9,000円を翌年度への財源として繰り越しましたので、実質収支額は 1 億5,958万1,283円でございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

次に、議案第48号 令和元年度弥彦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

138ページ、139ページをお開き願います。

まず、歳入の1款国民健康保険税は、調定額1億6,940万7,100円に対し、収入済額は1億5,782万8,400円で、収納率は93.17%でございました。

なお、不納欠損額は23万9,500円で、前年度に比べ9万700円の減、収入未済額は1,133万9,200円で、前年度に比べ109万6,400円の減でございました。

一番下の歳入合計でございますが、予算現額7億3,958万9,000円のところ、調定額7億4,693万2,505円に対し、収入済額は7億3,535万3,805円、不納欠損額は23万9,500円、収入未済額は1,133万9,200円となりました。収入済額は、前年度に比べ2,270万973円の増でございました。

次に、140ページ、141ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款の保険給付費は、支出済額4億9,125万1,508円で、前年度に比べ2,729万9,358円の増となっております。

一番下の歳出合計で、予算現額7億3,958万9,000円に対し、支出済額7億565万6,509円で、不用額3,393万2,491円となりました。支出済額は前年度に比べ1,465万9,346円の増でございました。

次に、166ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額7億3,535万3,805円、歳出総額7億565万6,509円、歳入歳出差引額及び実質収支額は2,969万7,296円でございました。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

次に、議案第49号 令和元年度弥彦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

168ページ、169ページをお開き願います。

歳入の1款後期高齢者医療保険料は、調定額5,543万4,000円に対し、収入済額が5,527万3,300円で、収納率は99.71%でございました。

なお、不納欠損額は2万9,200円で、前年度に比べ全額の2万9,200円の増、収入未済額は13万1,500円で、前年度に比べ11万6,200円の減でございました。

一番下の歳入合計は、予算現額7,635万2,000円、調定額7,530万1,230円に対して、収入済額は7,514万530円で、前年度に比べ19万2,068円の増でございました。

次に、170ページ、171ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、支出済額7,153万4,248円で、前年度に比べ171万4,368円の増となっております。

一番下の歳出合計は、予算現額7,635万2,000円に対し、支出済額7,447万201円で、不用額188万1,799円となりました。支出済額は、前年度に比べ31万8,468円の増でございました。

次に、180ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額7,514万530円、歳出総額7,447万201円、歳入歳出差引額及び実質収支額は67万329円でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

次に、議案第50号 令和元年度介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

182、183ページをお開き願います。

まず、歳入の1款保険料でございますが、調定額1億9,883万4,400円に対し、収入済額が1億9,736万9,700円で、収納率は99.26%でございます。

なお、不納欠損額は15万2,000円、前年度に比べ5万3,100円の増、収入未済額は131万2,700円で、前年度に比べ10万3,100円の減となっております。

次に、3款の国庫支出金は、収入済額1億9,559万6,287円で、前年度に比べ128万1,275円の増。

4款の支払基金交付金は、収入済額2億150万5,000円で、前年度に比べ808万6,276円の減となっております。

8款の諸収入での収入未済額は、地域自立支援事業利用者負担金2万2,000円となっております。

一番下の歳入合計で、予算現額9億5,700万5,000円、調定額9億1,706万559円に対し、収入済額は9億1,557万3,859円となりました。不納欠損額は15万2,000円、収入未済額は133万4,700円でございます。収入済額は前年度に比べ2,669万8,531円の増でございます。

次に、184ページ、185ページをお開きください。

歳出でございますが、2款の保険給付費は、支出済額7億3,575万6,768円で、前年度に比べ1,288万5,415円の減となっております。

3款の地域支援事業費は、支出済額5,793万6,252円で、前年度に比べ410万7,391円の増となっております。

一番下の歳出合計は、予算現額9億5,700万5,000円に対し、支出済額は8億2,400万5,776円、不用額は1億3,299万9,224円となりました。支出済額は前年度に比べ240万3,926円の減でございます。

続きまして、206ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額9億1,557万3,859円、歳出総額8億2,400万5,776円、歳入歳出差引額及び実質収支額は9,156万8,083円でございます。

以上で介護保険特別会計の説明を終わります。

次に、議案第51号 令和元年度弥彦村競輪事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

208ページ、209ページをお開き願います。

まず、歳入の1款競輪収入は、収入済額134億4,094万8,301円で、前年度に比べ11億6,175万5,821円の増でございます。これはミッドナイト、ナイター競輪及びF Iの売上げが好調であったことが主な要因でございます。

5 款の繰入金は、収入済額 2 億 8,000 万円で、競輪施設等整備基金から新観覧席新築工事及びセダーハウス改修工事に係る費用の財源として繰り入れました。

一番下の歳入合計は、予算現額 139 億 5,600 円に対し、収入済額が 139 億 2,838 万 7,343 円で、前年度に比べ 14 億 6,479 万 1,670 円の増でございました。

次に、210 ページ、211 ページをお開き願います。

歳出でございますが、2 款の競輪事業費は、支出済額 137 億 4,674 万 8,740 円で、前年度に比べ 14 億 6,231 万 5,075 円の増となっております。これは売上金額の増に伴う払戻金の増及び新観覧席新築工事並びにセダーハウス改修工事費が主な要因となっております。

一番下の歳出合計で、予算現額 139 億 5,600 万円に対し、支出済額 139 億 2,592 万 7,676 円、不用額 3,007 万 2,324 円となっております。

続きまして、228 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 139 億 2,838 万 7,343 円、歳出総額 139 億 2,592 万 7,676 円、歳入歳出差引額及び実質収支額は 245 万 9,667 円でございました。

以上で競輪事業特別会計の説明を終わります。

次に、議案第 52 号 令和元年度弥彦村温泉事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

230 ページ、231 ページをお開き願います。

まず、1 款の温泉事業収入は、2,301 万 4,867 円に対し、収入済額は 2,225 万 4,022 円で、収納率は 96.69% でございました。収入済額は前年度に比べ 28 万 2,603 円の増となっております。

一番下の歳入合計で、予算現額 2,630 万円のところ、調定額 2,631 万 7,416 円に対し、収入済額は 2,555 万 6,571 円で、前年度に比べ 1,856 万 9,168 円の減となりました。収入未済額は 76 万 845 円で、前年度に比べ 20 万 8,581 円の増でございました。

次に、232 ページ、233 ページをお開き願います。

歳出でございますが、2 款の温泉事業費は、支出済額 1,357 万 5,575 円で、前年度に比べ 1,755 万 7,555 円の減となっております。これは昨年度行った受水槽更新工事費の減が主な要因でございます。

一番下の歳入合計で、予算現額 2,630 万円に対し、支出済額 2,409 万 1,423 円、不用額は 220 万 8,577 円となりました。支出済額は前年度に比べ 1,792 万 7,179 円の減でございます。

続きまして、242 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 2,555 万 6,571 円、歳出総額 2,409 万 1,423 円、歳入歳出差引額及び実質収支額は 146 万 5,148 円でございます。

以上で温泉事業特別会計の説明を終わります。

次の 243 ページ以降につきましては、財産に関する調書及び基金の運用状況等について記載してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上で提案いたしました決算 6 案件についての説明を終わります。何とぞ慎重審議の上、ご承



認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続きまして、企業会計の説明を求めます。

建設企業課長。

○建設企業課長（丸山栄一さん） それでは、公営企業会計の決算の説明をさせていただきます。

決算書つづりの一番下、続きまして、別冊でつづつてあるのが公営企業会計の決算書となります。こちらをご覧ください。

議案第53号 令和元年度弥彦村下水道事業会計決算についてご説明いたします。

最初に3ページをご覧ください。

下水道事業決算報告書の収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

こちらの表は、消費税を含んだ数字となっております。

収入、第1款下水道事業収益、決算額4億8,239万2,437円。

支出、第1款下水道事業費用、決算額4億4,130万462円であります。

次に、4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入、第1款資本的収入、決算額1億3,374万5,870円、内訳は、第1項出資金3,860万円、第2項企業債9,400万円、第4項受益者分担金114万5,870円であります。

支出につきましては、第1款資本的支出、決算額3億5,735万3,241円、内訳は、第1項建設改良費7,465万8,020円、第2項企業債償還金2億8,269万5,221円であります。

続いて、4ページの一番下をご覧ください。

資本的収支不足額2億2,360万7,371円は、当年度消費税資本的収支調整額664万3,026円、当年度過年度分損益勘定留保資金2億1,696万4,345円で補填いたしました。

続きまして、5ページをご覧ください。

下水道事業損益計算書につきましては、3ページで説明いたしました収益的収支から消費税額を除いた数値となっております。

1の営業収益、(1)下水道使用料ほかの合計で1億9,577万4,700円、2の営業費用は、(1)管渠及びポンプ場費ほかの合計で3億8,005万4,209円となり、1から2を差し引いた1億8,427万9,509円が営業損失になりました。3の営業外収益の(2)他会計繰入金ほかの合計2億7,388万6,263円、4の営業外費用の(1)支払利息及び企業債取扱諸費ほかの合計5,351万7,584円を加減しますと、今年度の経常収益は3,608万9,170円となりました。また、前年度繰越欠損金1億1,384万9,730円を加減しました年度末における未処理欠損金は7,776万560円となりました。

続きまして、6ページから8ページ、こちらのほうは剰余金計算書、貸借対照表となっております。また、9ページ、こちらはキャッシュフロー計算書であり、損益計算書の明細書は10ページから12ページに掲載してあります。13ページ以降は、附属資料となります。

なお、企業債償還金の明細は14ページから16ページに、建設改良工事の明細は19ページに記載

してありますので、後ほどご覧くださいますようお願いいたします。

以上で弥彦村公営企業会計の決算の説明を終了いたします。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

以上で、決算認定議案7案件についての説明を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は11時25分、約15分間休憩といたします。

再開は11時25分といたします。よろしく申し上げます。

(午前11時11分)

---

○議長（安達丈夫さん） 再開いたします。

(午前11時25分)

---

○議長（安達丈夫さん） 次に、決算審査に対する意見を求めます。

高橋代表監査委員、お願いいたします。

○代表監査委員（高橋周衛さん） 監査委員の高橋です。

私のほうから、一般会計ほか、特別会計から下水道会計につきまして、決算審査について報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、表題の決算を審査したので、その意見を別紙のとおり提出いたしました。

令和元年度弥彦村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、審査の概要、審査の対象としましては、一般会計ほか5つの特別会計であります、その歳入歳出決算です。

審査の期間としましては、令和2年8月6日、7日の2日間。審査の場所は弥彦村役場委員会室。審査の手続、村長から送付された一般会計ほか5特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、法令の規定に従って作成されているかどうかを確認し、これに記載された計数について、各種関係帳票類及び証書類と照合、あるいは内容の検討を行い、併せて各課で作成された決算審査資料に基づき、関係職員の説明を聴取して、計数の正確性並びに予算の執行、管理の適正について審査を実施しました。

第2、審査の結果。

(1) 決算。審査に付された一般会計ほか5特別会計歳入歳出決算書、附属書類、各基金運用状況に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、出納諸帳簿と歳入歳出差引額は、各金融機関の残高証明書との額、現金は例月出納検査で確認済みであります、とそれぞれ符合したので、決算計数は違算ないものと確認し、適正なる決算であることを確認しました。

(2) 財産。財産に関する調書については、公有財産、債権、基金等、各調書の計数は誤りのないことを確認しました。

### 第3、審査の個別意見。

各会計ごとの審査概要と意見については次のとおりであります。

#### 1、令和元年度一般会計の概要。

一般会計の決算額は収入総額が45億1,058万3,826円、対前年度比1.31%増、支出総額が43億2,901万3,543円、対前年度比0.33%減となりました。

歳入の対前年比増減では、主なものとして寄附金（ふるさと納税）が2億1,166万1,564円の減、国庫支出金2億8,964万6,850円の増、村債8,830万円の増等で相殺した結果、前年度より5,822万8,446円の増となりました。

歳出では、ふるさと納税額の減少に伴う返礼品に係る経費の減、冬期間が少雪であったことによる除雪経費の減、基金積立金額の減、また、農業振興費のための米粉生産設備整備補助金交付による増、小学校の大規模改修及び中学校空調設備設置などの工事費関連経費の増などであったが、トータルでは前年度より1,424万9,905円の減となったものであります。

今後も自主財源の確保を図りながら、歳出全般にわたり人件費、物件費などの経常経費の抑制に努め、更なる効率的・効果的・計画的な執行に努めていただきたいと思います。今言った数字は、この表のとおりであります。

次に、実質収支について。実質収支額は1億5,958万1,283円の黒字で、前年度に比べて5,183万4,351円、対前年度比48.11%の増となりました。

決算指数について。実質的な単年度収支額、実質収支額の1億5,958万1,283円に、基金積立金1,559万3,000円を加え、前年度実質収支額1億774万6,932円と、基金取崩額4,920万円を差し引いた実質的な単年度収支額は1,822万7,351円の黒字となりました。

3ページになりますけれども、実質単年度の収支額の推移は表のとおりであります。

(イ) 決算指数。実質収支比率は6.4%となり、適正指数と言われる3から5%の範囲を超えています。歳出の不用額が前年度よりも5,843万8,905円増加しており、財源の有効活用がなされなかったという評価をせざるを得ません。適正数値となるよう、適切な財務運営に努められたい。

経常収支比率は、2.3%減少の82.4%になり、前年度より低下しました。この数値は財政の硬直化を示す指数となるので、今後も減少に向けた予算執行に努められたい。

公債費比率、起債制限比率、公債費負担比率はいずれも適正限度内でありました。

実質公債費比率については、前年度より0.3ポイント減の14.5%となり、引き続き18%を超える起債許可団体から脱却しています。

財政力指数は、平成27年度から横ばいとなっており、前年度を0.007下回る0.415となりました。

将来負担比率は、起債の償還方式を元利均等償還から元金均等償還に切り替えたことにより、年度末における未償還残高が減少していることや、公営企業債等に係る繰入見込額も減少していることなどにより、大幅に改善されています。

今後も更なる経常的経費の節減と一般財源の確保に努め、健全な財政運営を切に望むものであります。

各年度の指数の推移は表のとおりであります。

次に、歳入決算の状況を見ますと、収入済額は、前年度に比べ5,822万8,446円の増となっており、調定額に対する割合は97.76%で前年度に比べ0.11ポイント下回っています。

歳入決算の状況は表のとおりであります。

財源別歳入決算の状況。歳入を財源別に見ると、依存財源は村債を含め27億3,286万3,263円で、歳入決算額の60.59%を占め、自主調達財源は17億7,772万563円で39.41%でありました。依存財源が前年度より15.47ポイント増加しました。これは、国庫支出金、村債等が増額になったことが主な要因であります。

次に、5ページ、収入未済額の状況。

収入未済額は、前年度に比べ482万4,154円、対前年度比5.10%増加し、9,932万4,683円となっています。増加した主な要因は、固定資産税の収入未済額の増であります。

厳しい経済状況下ではありますが、今後も地方税徴収機構と連携しながら、更なる未収金の圧縮を望むものであります。

なお、児童福祉施設使用料（保育料）については、受益者負担金でありますので、早期回収に向け努力をお願いします。

不納欠損額の状況。

不納欠損額の状況は、前年度に比べ192万3,206円、対前年度比83.3%増加し、423万1,980円となっています。地方税法の規定に該当するもので、やむを得ないものと思われれます。

次に、歳出です。

歳出決算の状況。歳入決算の状況では、支出済額は、前年度に比べ1,424万9,905円、対前年度比0.33%減の43億2,901万3,543円となりました。支出済額の予算現額に対する割合は90.17%となり、前年度に比べて5.02ポイント減少しました。不用額は前年度より58.01%の増となっています。

前年度と比べた数字、歳出の数字は表のとおりです。

次に、目的別歳出の状況。

歳出の目的別決算で、減額となった項目は、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、商工費、土木費、消防費、諸支出金であり、前年度より4億7,305万6,354円の減となりました。

また、増額となった項目は、農林水産業費、教育費、災害復旧費、公債費で4億5,880万6,449円の増となりました。

合計の比較では、前年度より1,424万9,905円の減でありました。

各目的別の歳出の明細はこの表のとおりであります。

次に、7ページ、令和元年度国民健康保険特別会計の概要。

国保会計の決算額は、歳入7億3,535万3,805円、歳出7億565万6,509円で、実質収支額は2,969万7,296円となっています。前年度実質収支額などを控除した実質単年度収支額は824万1,627円の黒字となりました。前年度に比べ1,316万2,743円の増となっており、健全な財政運営

が図られております。

歳入決算の状況。

歳入のうち、国民健康保険税は、前年度より47万7,900円減の1億5,782万8,400円の収入済額となっています。収入未済額は前年度より109万6,400円減少の1,133万9,200円となりました。

また、不納欠損額は9万700円減の23万9,500円となっています。今後も短期保険証、資格者証等の交付を有効に活用して、未収金の圧縮に努力されたい。

不納欠損については、地方税法の規定に該当するもので、やむを得ないものと思われま。

次は、(2)歳出決算の状況。

令和元年度の保険給付費は、前年度に比べて2,729万9,358円増の4億9,125万1,508円となりました。国保の世帯数及び被保険者数が減少傾向となっていますが、保険給付費は5.9%の増となっています。今後もきめ細かな特定健診、特定保健指導の実施により、更なる受診率の向上と医療費の抑制、適正化に努めていただきたいと思います。

次に、3として、令和元年度後期高齢者医療特別会計の概要。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入7,514万530円、歳出7,447万201円で実質収支額は67万329円となっており、前年度より12万6,400円の減となっています。

歳入決算の状況を見ますと、歳入のうち保険料は、前年度より276万4,500円増の5,527万3,300円ですが、収入未済額は前年度より11万6,200円減の13万1,500円となりました。収納率は0.18ポイント改善し、99.71%となっており、今後もこの水準を維持できるよう、未収金の回収に努力していただきたいと思います。

歳出決算の状況。

歳出については、前年度より31万8,468円増の7,447万201円となりました。被保険者数も16人増加の1,240人となっています。今後も広域連合と連携の上、健全な財政運用に努めていただきたいと思います。

次に、9ページに移りまして、令和元年度介護保険特別会計の概要。

介護保険会計の決算額は、歳入9億1,557万3,859円、歳出8億2,400万5,776円で実質収支額は9,156万8,083円となっています。前年度実質収支額と基金取崩額を控除した実質単年度収支額は1,610万2,457円の黒字であります。前年度よりも35万4,006円、2.15%の減となっています。

なお、基金の取崩し1,300万円は、平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険事業計画の中で見込んでいるものであり、今のところ健全な運営がなされています。

次に、歳入決算の状況。

歳入のうち、介護保険料は前年度より9万3,400円増の1億9,736万9,700円の収入済額となっています。収入未済額は16万1,850円減の133万4,700円となっていますが、今後も繰り越される未収金の回収については、年金生活者の実態を把握しつつ、計画的な徴収に努められたい。

また、不納欠損額については、前年度より微増の15万2,000円ですが、介護保険法の規定に該当するもので、やむを得ないものと思われま。

歳出決算の状況につきましては、前年度より要介護・要支援認定者が11人減少したことにより、保険給付費も前年度より1,288万5,415円減の7億3,575万6,768円となっています。

なお、令和元年度は第7期事業計画の中間年度であります。事業計画に基づいた予防事業を実施し、介護給付費の抑制に努めていただきたいと思います。

歳入歳出の状況については表に書いてあるとおりであります。

次に、5番、10ページになりますが、令和元年度競輪事業特別会計の概要です。

競輪事業会計の決算額は、歳入139億2,838万7,343円、歳出139億2,592万7,676円で実質収支額は245万9,667円となっています。これは前年度実質収支額1,759万6,772円と基金取崩額2億8,000万円を控除し、基金積立金20万円、一般会計繰出金7,000万円を加算した実質単年度収支額は2億2,493万7,105円の赤字となっています。

これは、新観覧席新築工事及びセダーハウス改修工事等に係る費用5億2,370万円の財源として競輪事業収益の2億9,876万円を充てており、不足相当額の2億8,000万円を基金取崩しによって調達したものであって、競輪事業においては依然として順調に収益確保がなされているものがあります。

歳入決算の状況を見ますと、車券発売収入は前年度より11億6,068万4,700円増の134億1,265万3,800円となりました。今年度の記念競輪（GⅢ）の売上げは前年度より3億7,642万300円減の42億4,980万5,900円となりましたが、ミッドナイト及びナイター競輪、FⅠ開催の売上げが好調であったことから、全体では11億円を超える増となりました。

しかし、第8回FⅠ開催は6日間で20億3,200万円となりましたが、場間・場外等の必要経費も高額となることから、収益は6,000万円弱にとどまっており、全体収益としては、対前年度比で微増となったものであります。今後も売上げ向上に対する取組の継続をお願いしたいと思います。

歳出決算の状況については、支出済額は14億7,928万8,775円増加し、歳入歳出差引額は245万9,667円となりましたが、冒頭の記述、歳入決算状況のとおり、厳しい経済状況の中にあいながらも成果を上げているが、なお一層の経費削減に努め、更なる収益の拡大に努めていただきたいと思います。

前年度との比較はこの表のとおりであります。

11ページ、6、令和元年度温泉事業特別会計の概要。

温泉事業会計の決算額は、歳入2,555万6,571円、歳出2,409万1,423円で実質収支額は146万5,148円となっており、前年実質収支額210万7,137円を控除し、基金積立金500万円を加算した実質単年度収支額は435万8,011円となっています。前年度は施設の給湯能力を安定させるため、貯湯施設の改修工事により歳入歳出額が多くなりましたが、今年度は例年の規模に戻っています。

歳入決算の状況を見ますと、温泉使用料は前年度より桜井郷温泉が5万8,975円の減、湯神社温泉が34万1,578円の増となっており、全体では28万2,603円増の2,225万4,022円となっています。収入未済額は、前年度より20万8,581円増加し、76万845円となっています。今後も繰り越される

未収金の回収について万全を期していただきたいと思います。

歳出決算の状況。

前年度は施設の改修工事があったため、増減額での比較は参考になりませんが、施設の老朽化が見られることから、維持修繕費を計画的に執行し、費用の平準化と財政の健全化を図っていただきたいと思います。

12ページ、第4、財産管理状況。

行政財産の土地及び建物については、年度中の増減はありませんでした。

また、普通財産では、建物の増減はなかったが、土地のほうで移動がありました。内容としては、大字村山集落公会堂用地312.04㎡を寄附採納で取得しました。更に、やひこ桜井郷温泉民生活関連用地として、土地開発公社から1,504.80㎡の取得と、弥彦観光索道株式会社に188.24㎡の売却がありました。普通財産で変動のあった面積は全て宅地で、1,628.60㎡の増加となっています。

今後も引き続き、やひこ桜井郷温泉民生活関連事業用地の売却を行うほか、売却可能な遊休地も処分するなど、的確な財政管理に努めていただきたいと思います。

第5、基金の運用状況について。

本年度における基金の増減については、減額となった基金は、地域福祉基金、寄附金積立基金、介護給付費準備基金、競輪施設等整備基金の4基金で、土地開発基金は現状のまま、増額は7基金となり、差引き前年度末より3億2,120万7,000円減の14億5,829万円となりました。

次に、下水道事業会計の決算審査について報告させていただきます。

企業会計決算審査意見書。

決算の対象としましては、令和元年度弥彦村下水道事業会計決算。検査の期間、令和2年8月7日。審査の場所、弥彦村役場委員会室。審査の方法、管理者から送付された弥彦村の下水道事業会計決算報告書並びに貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書について法令の規定に従って作成されているかどうかを確認し、これに記載された計数について各種関係帳票類及び証書類と照合、あるいは内容の検討を行い、併せて担当課で作成された決算審査資料に基づき、関係職員の説明を聴取して、計数の正確性並びに予算の執行、管理の適正などについて審査を実施しました。

第2、審査の結果。

審査に付された決算諸表は、財政状況並びに経営の内容は適正に表示されており、決算内容の計数正否、収支の合理性についても非違はなく、現金、預金残高も預入先金融機関の残高証明書の合計額と符合していることを確認し、適正なる決算であることを確認しました。

審査の個別意見については次のとおりであります。

まず、下水道事業会計決算の概要につきましては、本年度の収支は、総収入4億6,966万963円、総費用4億3,357万1,793円となっており、差引経常利益は前年度より1,914万9,183円減額となつて、3,608万9,170円となりました。純利益も同じく3,608万9,170円となっています。

今年度の水洗化率は前年度より0.2ポイント増加し90.0%となっていますが、引き続き未加入

者への積極的な加入促進を進め、少しでも安定的な企業運営がなされるよう望むものであります。

業務の状況につきましては、下水道施設は住宅などから排出される洗濯水や台所用水などの生活排水が水路や河川に流入して水質の汚染・汚濁を招くことによる生活環境の悪化を防止し、良好な環境で生活していくためにはなくてはならない施設であります。平成27年度以降、人口減による処理人口も下降線をたどっており、前年度より95人少ない7,172人となっています。有収水量は前年度より6,709m<sup>3</sup>多い96万3,098m<sup>3</sup>となりました。

処理原価と処理単価についてはこの表のとおりであります。

未収金について。

次年度以降に繰り越される未収金のうち、消費税還付金等を除いた下水道使用料は1,583万4,493円、前年度は426万4,508円となっており、371.3%増加となりました。これは下水道使用料収納業務が水道業務と一体化されていることに起因しています。令和元年度から弥彦村水道事業は燕市と統合を図ったことにより、これまで当月内に収納されていた使用料が翌月入金となっており、当月分のほとんどが未収金にカウントされ、このような大幅増となりました。

本来の下水道使用料未収金については減少傾向でありますので、早期回収に今までどおり対策を継続していただきたいと思っております。

次に、財政健全化審査の意見書であります。

まず、令和元年度弥彦村普通会計財政健全化審査意見書。審査の概要としましては、この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に照らして算定過程に誤りがないか、書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の対象としましては、弥彦村一般会計及び5つの特別会計であります。審査の期間、令和2年8月18日。審査の場所は弥彦村正副議長室であります。

審査の結果。

総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及び算定等の基礎となる事項に記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められます。

健全化の判断比率はこの表のとおりであります。

次に、個別意見。

①実質赤字比率については、実質赤字比率はゼロ以下となり、特に記述する意見はありません。連結赤字比率。連結実質赤字比率についてもゼロ以下となり、特に記述するべき意見はありません。

実質公債費比率について。令和元年度の実質公債費比率は14.5%となり、前年度より0.3ポイント下回りました。

早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っており、また、起債に県の許可が必要な18%もクリアしており、特に記述するべき意見はありません。

4番、将来負担比率について。



令和元年度の将来負担比率は79.6%となり、前年度より9.8%下回りました。早期健全化基準の350%と比較すると、かなり下回っております。特に記述すべき意見はありません。

(3) 是正改善を要する事項は特に指摘すべき事項はございません。

最後に、下水道会計の健全化審査意見ですけれども、これも概要と対象期間、場所については、先ほどの普通会計のものと同じであります。

第2、審査の結果。

(1) 総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。資金不足比率については、不足額がないということになっています。

(2) 個別意見。基金不足比率については、ゼロ以下となり、特に記述すべき意見はありません。

是正改善を要する事項については、特に指摘すべき事項はございません。

決算の審査については以上でございます。

【代表監査委員より監査意見に関する発言を訂正したい旨の申し出が9月15日にあり、9月17日定例会最終日に内容が訂正されました。(当該箇所訂正済み)】

○議長(安達丈夫さん) ありがとうございます。

以上で決算審査に対する意見を終わります。

高橋・小熊両監査委員におかれましては、広範囲な審査及び意見書の取りまとめなど、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

なお、決算認定議案の7案件につきましては、改めて9月11日に、本議場において審議することといたします。

ここで、高橋代表監査委員は退席となります。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

〔高橋周衛代表監査委員退席〕

○議長(安達丈夫さん) 先ほど村長から提案説明が行われましたが、より円滑な審議を進めるため、担当課長から補足説明をお願いいたします。

最初に、総務課長、お願いします。

〔担当課長より補足説明あり〕

○議長(安達丈夫さん) ありがとうございます。

続いて、税務課長、お願いいたします。

〔担当課長より補足説明あり〕

○議長(安達丈夫さん) 続きまして、住民課長、お願いします。

〔担当課長より補足説明あり〕

○議長(安達丈夫さん) ありがとうございます。

続いて、福祉保健課長、お願いします。

[担当課長より補足説明あり]

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続きまして、農業振興課、お願いします。

[担当課長より補足説明あり]

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続きまして、建設企業課長。

[担当課長より補足説明あり]

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

最後になりますが、教育課長、お願いします。

[担当課長より補足説明あり]

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

以上で補足説明を終わります。

---

#### ◎議案第57号の質疑、採決

○議長（安達丈夫さん） お諮りいたします。ただいま提案されました13案件のうち、日程第16、議案第57号 弥彦村教育委員会委員の任命についてから、日程第18、議案第59号 弥彦中学校タブレット端末等購入契約の締結についてまでの3案件は、委員会付託を省略し、本日採決いたしたいと思っております。

また、議案第57号の人事案件は、再任同意でありますので、討論を省略したいと思っておりますが、このことについてご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号及び59号は、委員会付託を省略し、議案第57号は、委員会付託及び討論を省略して、いずれも本日採決することに決定いたしました。

まず初めに、議案第57号 弥彦村教育委員会委員に小野塚正史さんを再任することについて、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。議案第57号について、村長提案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[起立全員]

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第57号の再任については、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第58号及び議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第17、議案第58号 弥彦小学校タブレット端末等購入契約の締結について及び日程第18、議案第59号 弥彦中学校タブレット端末等購入契約の締結についてを一括して議題といたします。

議案第58号及び59号についてご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま審議しております議案第58号、59号について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第58号及び59号は可決することに決定をいたしました。

---

◎請願第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第19、請願第4号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願を議題といたします。

本請願の紹介議員から趣旨説明をお願いいたします。

9番、本多隆峰議員。

○9番（本多隆峰さん） 請願第4号、2020年8月18日、弥彦村議会議長、安達丈夫様。紹介議員、本多隆峰。新潟県私学の公費助成をすすめる会会長、中村直美。

「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し、私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願。

請願主旨。

昨年は、県内30市町村の7割にあたる21市町村で「私学助成の充実を求める意見書」の採択が行われ、国の関係機関や県知事宛てに意見書が送付されました。貴議会のこの間のご尽力に感謝申し上げます。

さて、貴議会を含む県内多くの議会のお力もあり、今年度国の私立高校生等に対する就学支援金は年収590万円未満世帯に対する支援が拡充され、上限39万6,000円（年額）の支給額となりました。これにより県内私立高校授業料は年収590万円未満世帯で無償（1校を除く）となりました。

た。中学卒業生のほとんどが高校に進学する今日、学費の公私間格差の是正は喫緊の課題になりつつあり、国が格差是正に向けて大きく踏み出したことは大変喜ばしいことと言えます。

国の拡充を受けて、多くの自治体が独自の学費軽減制度を拡充して、国の支援が十分ではない年収590万円を超える世帯へ新たに補助を広げる動きが見られます。その一方で、本県では独自の学費軽減予算が前年度比で48.7%削減となり、制度の拡充も行われませんでした。全国的にも制度の拡充が行われなかった県は新潟を含め、僅か6県でした。このように、本県では全国の拡充の流れに逆行する動きとなっており、大変残念な状況と言えます。

今、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、休業や失業に追い込まれたり、自営業が立ち行かなくなるなど、深刻な経済不況が県民の生活を脅かしています。ましてや私立高校保護者にとっては学費負担が重くのしかかり、家庭への圧迫を余儀なくされているのが現状です。今後、学費の滞納や経済的理由による中途退学など、深刻な状況が憂慮されるところです。

国の補助によって授業料は軽減されましたが、国の補助対象とならない施設設備費や入学金は保護者の負担が残ります。本県では、年収250万円未満世帯に対し施設設備費と入学金へ僅かな補助があるのみで、重い学費負担は解消されていません。また、年収590万円を超える世帯では国の就学支援金11万8,800円の支給のみで県独自の制度もありません。そのため、国・県の支援を受けても約18万円から約47万円（年額）の学費負担が残ります。公立高校では僅か5,650円の入学金のみの負担で済むのと比べ、大きな学費の格差が生じています。県独自の学費軽減予算を増額し、年収590万円未満世帯に対する入学金と施設設備費への助成の拡充、年収590万円を超える世帯への助成の実現が求められます。

また、教育条件においても公私間の格差是正が求められています。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が76.7%を占めるのに対し、私立高校は59.6%と専任教員の比率が公立より大幅に下回っています（2019年度）。専任教員が少ない分を、雇用期間のある常勤講師で補っている状況が私立高校には見られます。私立高校は、「建学の精神」に基づく特色ある教育を推進し、学校独自の教育の伝統を継承していますが、そうした教育を継承していくためには専任教員の存在が不可欠です。

教育状況に公私間の格差が生じる大きな要因は、私立高校経常経費に対する国・県の公費支出の少なさにあります。公立高校生には1人当たり約110万円の公費支出がありますが（2018年度）、私立高校生には1人当たり約35万円（2020年度）の公費支出にとどまっています。専任教員の増員をはかるためには、現行の私立高校経常経費2分の1助成制度を見直し、公立高校経常経費2分の1助成制度に改めるなど、経常経費への助成増額が求められます。

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し、私立高校の教育環境整備をはかるため、国・県の私学助成増額・拡充が強く求められます。

以上を踏まえ、次の事項についてお願いいたします。

請願事項。

一、地方自治法第99条の規定により、「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校

の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」を採択の上、関係機関に意見書の送付を行ってください。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） ただいま主旨説明がありました。この請願第4号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で請願の趣旨説明を終わります。

なお、請願第4号につきましては、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することといたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は、9月7日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 0時39分)